

会 議 概 要 書

審議会等の名称	令和3年度 第2回磐田市入札監視委員会																			
担当部課名	総務部 総務課																			
会議の開催日時	令和4年3月14日(月) 午前10時00分～午前11時25分																			
会議の開催場所	磐田市役所 西庁舎3階 304・305会議室																			
出席者	<p>【出席委員】 委員長 鷺崎 早雄(静岡産業大学 学長) 委員 阿部 卓実(弁護士) 委員 鎌田 将行(公認会計士) 委員 村上 勇夫(自治会連合会 会長) 委員 平谷 均(磐田商工会議所 事務局長)</p> <p>【事務局】 総務部長、総務課長、総務課長補佐、総務課主査 2名</p> <p>【抽出案件説明担当課】 契約検査課(3)、上下水道工事課(4)、都市整備課(1)、農林水産課(2)</p>																			
議 題	1 発注工事に係る入札方式別の概要について 2 抽出事案の審議について																			
配付資料等の件名	<ul style="list-style-type: none"> ・発注工事総括表 ・入札方式別発注工事一覧表 ・抽出事案説明書 ・競争入札等の種類とその比較 																			
審議の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日～令和3年12月31日までに市が発注した223件の工事等に係る入札等契約手続きの運用状況報告 ・抽出案件5件についての審議 																			
抽出事案	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No.</th> <th style="width: 70%;">工事名</th> <th style="width: 20%;">入札等方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>農集排敷地地区 NO.16 マンホールポンプ修繕工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>社山壱貫地幹線配水管更新工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>中泉168号線老朽管更新工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大泉町2号線外配水管更新工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>竜洋海洋公園海岸堤防整備工事その3</td> <td>随意契約</td> </tr> </tbody> </table>		No.	工事名	入札等方式	1	農集排敷地地区 NO.16 マンホールポンプ修繕工事	制限付き一般競争入札	2	社山壱貫地幹線配水管更新工事	制限付き一般競争入札	3	中泉168号線老朽管更新工事	制限付き一般競争入札	4	大泉町2号線外配水管更新工事	制限付き一般競争入札	5	竜洋海洋公園海岸堤防整備工事その3	随意契約
No.	工事名	入札等方式																		
1	農集排敷地地区 NO.16 マンホールポンプ修繕工事	制限付き一般競争入札																		
2	社山壱貫地幹線配水管更新工事	制限付き一般競争入札																		
3	中泉168号線老朽管更新工事	制限付き一般競争入札																		
4	大泉町2号線外配水管更新工事	制限付き一般競争入札																		
5	竜洋海洋公園海岸堤防整備工事その3	随意契約																		
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	別紙のとおり																			

1. 農集排敷地地区 No. 16 マンホールポンプ修繕工事	
質問	回答
<p>Q1 (阿部委員)</p> <p>入札参加資格(6)に「静岡県内に主たる営業所または営業所を有する者であること。」とあるが、他の事案をみると「磐田市内に主たる営業所を有する者であることまたは特例市内業者の認定を受けた者であること。」「磐田市内に主たる営業所を有する者であること。」とあり、本事案のみ「静岡県内」とある。入札参加業者が2者と少ないのは、特殊な工事であると思うが、参加資格の枠をどのように決めているのか?</p>	<p>A1</p> <p>本事案については、委員ご指摘のとおり特殊な工事であり、磐田市内にポンプそのものを作れる業者がないので、まず西部地域、その後県内に拡げていく。参加見込み者については、適正の見極めが難しいが、磐田市建設事業審査委員会に諮り、概ね5者以上となるように実施している。</p>
<p>Q2 (阿部委員)</p> <p>磐田市にこの工事を行う業者がないということは、発注側からすると最初から分かっているのか?</p>	<p>A2</p> <p>マンホールポンプについては、長年工事を行っているなかで、参加者がいないということが分かっている。実績についても、当然、入札参加前に調べ、どれくらいの見込みがあるか、さらに入札参加資格確認申請をしている。参加条件を示している。</p>
<p>Q3 (村上委員)</p> <p>市発注のポンプ設備工事は、その大部分を県内中東部の業者が受注しているようだが、(入札参加資格として)「平成23年度以降に下水道マンホールポンプ設置工事を元請または下請として施工した実績を有する者であること」とあるが、西部地域にはマンホールポンプの修繕工事ができる業者が全くないのか?</p>	<p>A3</p> <p>磐田市に主たる営業所があり工事ができる業者は1者である。</p>
<p>Q4 (平谷委員)</p> <p>総合評価方式が31件と説明があったが、本事案についてはそれを採用していないという理解である。こういったものを総合評価方式とするのか?</p>	<p>A4</p> <p>総合評価方式については、5,000万円以上の土木工事、下水道工事、水道工事。1,000万円以上の舗装工事において採用している。それとは別に、3,000万円未満の工事を5、6件任意に選出し今年度はトータルで31件となった。30件以上を目標としている。</p>
	<p>A5</p>

<p>Q5 (鎌田委員)</p> <p>入札参加資格者数について、本事案で確認申請した業者が県内で2者ということであるが、(担当者側で)県内で参加資格を有する業者数がどのくらいであるか分かっているのか?</p> <p>また、特殊な工事で、修繕が必要だと判断されていると思うが、どのように判断しているのか?</p>	<p>入札参加見込者について調査したところ、市内で3者、準市内(市内に営業所がある)1者、県内西部8者、県内中東部16者でトータル28者であったが、今回2者しか参加がなかった。実績を求めており、下請けでも良いが、参加者の制限をしている。</p> <p>修繕(交換)を行う時期については、磐田市にマンホールポンプが165件あるが、業者へ点検業務を発注し経過年数と点検の具合をみながら修繕を計画的に実施している。</p>
--	--

2. 社山壱貫地幹線配水管更新工事	
質問	回答
<p>Q1 (鎌田委員)</p> <p>各業者に評価点を与えているが、評価点というのは、本工事に対する評価点ということか? それとも過去の工事实績に対するものなのか?</p>	<p>A1</p> <p>本工事に限ってということはない。</p>
<p>Q2 (村上委員)</p> <p>総合評価落札方式で最高評価値の業者を落札しているが、他の業者より勝っている点は何か?</p>	<p>A2</p> <p>過去3年間における工事成績の平均点が高かった点、また、優良表彰を受けている技術者を配置している点である。</p>
<p>Q3 (平谷委員)</p> <p>本事案では、最も安い入札価格の業者の評価値が高かったが、逆に金額が高くて評価値が上がってしまったという実績はあるのか?</p>	<p>A3</p> <p>今回31件中、逆転しているものは、10件であった。</p>
<p>Q4 (阿部委員)</p> <p>入札参加資格(8)に、「土木工事A等級」という格付けがあり、(別の欄の)「入札参加資格設定の理由及び経緯」には「土木A、Bランク」という記載となっているが、これは同じことか?</p>	<p>A4</p> <p>「等級」と「ランク」の意味は同じである。</p>
<p>Q5 (阿部委員)</p> <p>A、Bと分けるのは、経審の点数に応じた枠組みによると思うが、評価点というのは、別のもの</p>	<p>A5</p> <p>総合評価の評価点は、いろいろな評価点を加算した点数となる。土木工事のA、Bのランク分</p>

<p>のということでしょうか？</p> <p>Q6 (阿部委員) 単純に会社の規模で分けるのか？</p> <p>Q7 (阿部委員) 業者は評価点を算定することができるのか？</p>	<p>けについては、市内業者が80～90件あるが、企業として大きな会社が全部の工事をとってしまうので、磐田市としては、規模の小さな会社にも仕事を与えるということを考えてランクを分けている。その結果、30～40者くらいとなり、磐田市に工事实績がなくても登録はでき、Bランクが50者くらいとなるが、そのなかで競争してもらおう。3,000万円以上の工事についてはAランク、3,000万円未満については、Bランクに分けている。</p> <p>A6 経審では、会社の規模、技術者の数などがトータルで評価され本市では土木工事では800点以上をAランク、800点未満をBランクとしている。</p> <p>A7 総合評価の評価点は、算定できる。総合評価の評価基準を公告文に出し、それとは別に一覧表をつけており業者も計算できるようにしている。評価基準は公表しているが、技術者をどう配置するかは業者の考えで、良い技術者がいなければ点数が下がることになる。</p>
--	---

<p>3. 中泉168号線老朽管更新工事</p>	
<p>質問</p> <p>Q1 (鎌田委員) 一般的な感覚からすれば、4社同じ金額ならば、もっと低い価格でやったとしても応札してくる会社があったのではないかと思うが、どう考えているか？</p>	<p>回答</p> <p>A1 全国的にダンピングを止めようということになっており、ダンピング対策として国・県から最低制限価格制度、または、低入札価格調査制度を設けるよう指示されている。磐田市もダンピング対策を進めている。競争させればもっと安い価格となるが、それをすると、10年ほど前のように平均落札率が70%くらいとなり、業者が無理をすることになる。下請けをいじめたり、労働者に賃金を払わない等がないようにしなければならぬと考えている。</p>

<p>Q2 (村上委員) 「老朽管更新工事」とあるが、磐田市として老朽管をどのように判断しているのか？</p> <p>Q3 (阿部委員) 上水道工事が別の事案にもあり、金額については、最低制限価格だが、業者の資格の範囲について、磐田市内のみと磐田市内または特例市内業者というように、少し広い範囲となっている。本事案では、特例市内業者を入れているが、結果的に業者が結構重複している。特例市内業者を入れたことにより、業者が広がっているという印象を受けない。枠の決め方という点で、次の事案は磐田市内のみとした理由は何か？</p> <p>Q4 (阿部委員) 特例市内業者が1社しかないので、実質上あまり変わらないため業者が重なってくるということか？</p>	<p>Q2 老朽管の定義については、布設（埋設）されてから40年以上経過した管としている。</p> <p>A3 上水道工事については、1,000万円以上は、特例市内業者を含んで入札する発注標準金額表を設けている。水道工事業者の登録者数は、磐田市内が24者あり、特例市内業者が1者で競争している。管径が300mm以上のものについては、管が大きいので、管布設というよりも土木一式工事として入札をすることとしている。</p> <p>A4 はい。</p>
--	---

<p>4. 大泉町2号線外配水管更新工事</p>	
<p>質問</p> <p>Q1 (阿部委員) (全体をとおして、)落札率の平均が88%、また、工種ごとに分かれているが、私が工種別に集計してみたところ、工種ごとに違いがあるという印象を受けた。ダンピングを防ぐためにモニタリングしているというなかで、落札率の平均を経年的に過去から比較してみたときに、88%という数字がどう位置づけられるのか。土木工事の場合、77件あり落札率が87.36%で、ほぼ平均値に近い数字となっているが、かなり件数の多い管工事は落札率が94.94%と高くなっている。しくみとして同じであれば、最低落札価格に近付いて88%に近くなると考えるが、工種ごとの落札率の違いや推移をどう分析しているのか？</p>	<p>回答</p> <p>A1 88%という平均落札率については、令和2年度は91.2%、令和元年度は93.4%、平成30年度が87.6%となっている。令和元年度に93.4%となったのは、大きな建築工事が2件あり、その落札率が予定価格に近かったことによるものである。工種ごとにも分析しているが、電気、管、空調等については、落札率がそれほど低くなっていない状況である。土木工事については、国・県から標準的な施工方法が出されており、標準的な価格の入札である。一方、電気、機械、建築については、材工共の見積りをとって予定価格としているため、実勢価格により近くなる。それでも予定価格と同じにはならず、95%くらいの価格となっており、問題はないと考えている。</p>

<p>Q2（阿部委員）</p> <p>この入札監視委員会は不祥事があったことにより発足したという認識であるが、事件を振り返ったときに、定量的な分析をしているなかで、異常時があったから事件が起こったということを見ることができたのか？</p>	<p>Q2</p> <p>事件は、予定価格を漏洩したもので、直接、入札で不正を行ったものではない。本市では、落札価格をモニタリングしており、価格が高止まりとなっている状況ではなく、不当なことなどはおこっていないと判断している。</p>
---	---

5. 竜洋海洋公園海岸堤防整備工事その3	
質問	回答
<p>Q1（鎌田委員）</p> <p>（資料1）随意契約方式の一覧表で、竜洋海洋公園海岸堤防整備工事について工種が舗装工事、下水道工事とあるが、工事の種別でそれぞれ発注したということか？</p>	<p>A1</p> <p>記載ミスで、実際は、土木工事である。</p>
<p>Q2（鎌田委員）</p> <p>その1とその3については、㈱イトー、その2については、石川建設㈱が優れているという判断をしたのか？それとも市内の業者で、ある程度大きな土木工事ができる会社ということで分担してもらったというのが実情か？</p>	<p>A2</p> <p>この工事については、企業から磐田市に協力したいということで、材料を無償で提供いただけるということで4者（㈱イトー、㈱堀内土木、石川建設㈱、㈱ナカヤ磐田支店）から申し出を受けている。その4者から会社を選定しなければならず、作業員、工事の手順等を評価し、プロポーザルで1者に決め、その特定した1者と随意契約したものである。</p>
<p>Q3（阿部委員）</p> <p>随意契約方式全体（14件）について、特命随意契約で地方自治法施行令第167条の2の各号があるが、要件の内訳としてはどのようなになっているか？</p>	<p>A3</p> <p>プロポーザルで1者に特定しているものなどは、2号（競争入札に適さない1者に特定されるもの）としている。また、土木工事では、6号（履行中の工事への追加工事での経費の節減）、ほかに5号（災害時の場合）が使われる。</p>
<p>Q4（阿部委員）</p> <p>今回の対象期間のものについては、全て2号ということでよいか？</p>	<p>A4</p> <p>はい。</p>